

県大教職員組合ニュース 第103号

2019 (第3号) 2019年11月13日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会
Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

団交 11/25 (月) 18:00~開催決定

TIME CREATOR (時間外管理システム) 導入

次回団交まで延期される!

10/9 (水) 事務局より事務職員へ一斉送信メール

「今月より TIME CREATOR を導入します。

10/11 (金) までに、導入手続きを完了してください。」

10/11(金) 未導入の職員へ催促メールが入る、口頭でも催促される

10/29 (火) **第1回団体交渉申し入れ書を提出 「TIME CREATOR の導入他」**

法人より11月中旬以降にと返事有

10/29 (火) 全職員宛に、下記内容と理解できるメールが入る

「COMPANY と TIME CREATOR のインストールをしなければ残業代は支払われない。」

11/1 (金) 総務よりメールが入る

「本日より TIME CREATOR を本稼働します。

時間外勤務処理簿は廃止します。」

11/1 (金) **「TIME CREATOR 導入一時中止に関する緊急申し入れ書」を提出**

TIME CREATOR 導入は、**次回団体交渉まで見送りとなりました。**

11/5 (火) 総務室長より以下のメール有

事務局職員の皆様へ

TIME CREATOR (時間外管理システム) の導入に向け、ご協力いただいておりますが、運用方法について検討するため、導入を延期することといたしましたのでお知らせします。現在、TIME CREATOR のポップアップメッセージ表示機能を停止しておりますが、必要のある方はアンインストールしてください。

(別添クライアントPC 導入手引書 13 ページ以降参照)。

11 月の時間外勤務につきましては、従前どおり紙ベースの「時間外勤務処理簿」を使用しますので、よろしく願いいたします。

また、10 月 29 日に送付した「【11 月 5 日 12 時期限】10 月分時間外実績入力について」のメールに「*期限までに時間外実績入力が無い場合は、実績がないものとみなし計算させていただきますのでご了承下さい。」とありますが、「*期限までに時間外実績入力が無い場合は、事務手続上、10 月分の時間外手当を 11 月に支給することが困難となりますのでご了承下さい。」との意図でありますので、訂正させていただきます。



今回の TIME CREATOR の一方的な導入は、働き方改革に反するものであり、労使間の話し合い、時間管理も含め十分な審議が必要と考えられます。さらに最も重要な点は、各労働者が問題にしている業務量の多さと、各業務の日時が差し迫っているため残業が多いという現実です。そうした時間外労働の実態と、内容を正確に把握することが急務であり、その内容が改革の前提になると私共組合は考えております。

次回団交では、上記のことを法人側へ求めていく予定です。



以下、団交申入書、TIME CREATOR 導入一時中止に関する緊急申し入れ書参照